

《執行資料2の2》

令和元年度

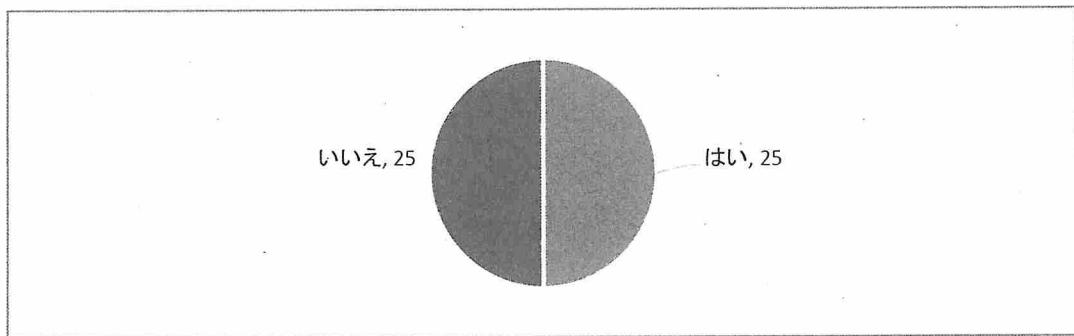
民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会事前アンケート資料
(子の引渡しパート)

最高裁判所事務総局民事局

【アンケート番号1】

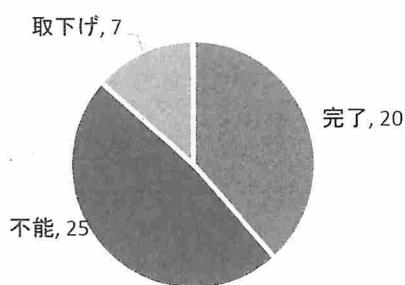
国内の子の引渡しの強制執行事件について、平成31年1月1日から令和元年6月30日までに既済となった事件はありましたか？

選択肢	回答数 (件)
1 はい	25
2 いいえ	25



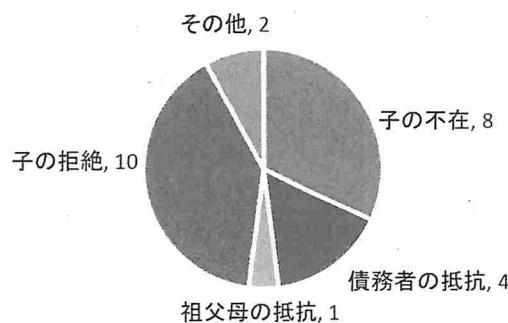
【アンケート番号2-(2)]
該当事件の終局事由を記入してください。

選択肢	回答数
1 完了	20
2 不能	25
3 取下げ	7
4 取消し	0
5 却下	0
6 移送等	0



【アンケート番号2-(3)]
該当事件が不能となった理由はなぜですか。

選択肢	回答数
1 子の不在	8
2 債務者の抵抗	4
3 祖父母の抵抗	1
4 子の拒絶	10
5 債務者の不在	0
6 その他	2

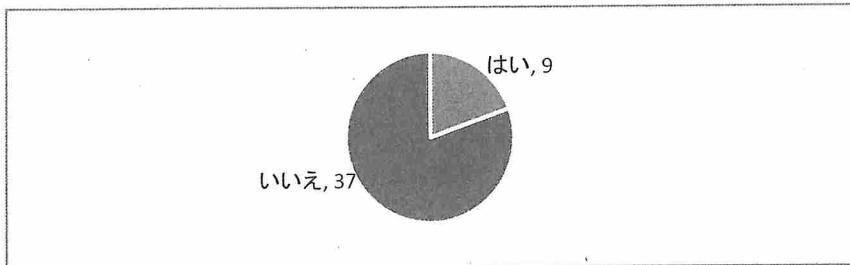


「その他」
 ・債務者の抵抗及び子の拒絶
 ・子及び債務者の不在
 ・(該当する選択肢として「債務者の抵抗」を選択した上で、)なお、発達障害を有する子の拒絶もあった。

【アンケート番号3-(1)】

該当事件は、債務者と子が同時存在しない場面で執行しましたか(※債務者がいない場面で執行しようとしたが、結果的に債務者がいた場合は「いいえ」を選択してください。)。

選択肢	回答数
1 はい	9
2 いいえ	37



※なお「はい」の終局事由の内訳は、完了6件(うち1件は、債務者がいる2回目の臨場で完了した。), 不能3件(理由はいずれも「子の不在」)である。

【アンケート番号3-(2)】

どのような事情を考慮して、同時存在しない場面で執行しましたか。

【債務者の強い抵抗を考慮したもの】

- ・債務者はかつて他府で審判前の保全処分の債権者として対象の子の引渡しを受け、債権者が即時抗告をし債権者への引渡しが認められたが当庁管内へ転居した。その後確定審判での申立て。債権者が子の通う小学校での執行につき学校の了解を取り付けた。
- ・債務者及び子の祖父両名の抵抗が予想された。子の祖父はそろばん塾を経営しており、生徒がいない日を考慮すると、債務者が出勤する日となつたが、対応する債務者側の者は少ない方が良いと考えたため、債務者不在時を執行日とした。

【子の安全を考慮したもの】

- ・債務者が子の面前で刃物を取り出したことがあるとの情報があったことから、子の安全を考慮した。当初は債務者が出勤のため居宅を出た後、子が登校する前に執行を予定したが、執行時に両名の外出を確認できず、後日調整の上、小学校で執行した。
- ・対象の子は1歳前の乳児であり、子の負担を考慮し、保育所での執行とした。

【対象外の子の存在など、執行現場の混乱を考慮したもの】

- ・債務者宅には対象の子の他に2名の兄がおり、そのうち次兄については抗告審で引渡しが却下された。対象の子のみ幼稚園児なので他の兄弟とは別に祖父母が先に迎えに行き帰宅することから、執行の奏功の可能性を考慮し、債務者不在の日中で対象の子のみが帰宅する時間帯とした。

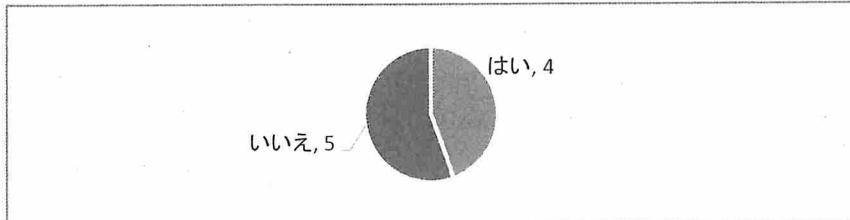
- ・債権者が遠方から出頭する事案であったところ、完了の可能性を高めるため、債権者から自宅と保育園での執行の希望があり、併せて、債務者自宅には祖父母、債務者の兄夫婦およびその子が3人と、多数居住しており、債務者宅で執行をすることは混乱等を生じる可能性があり困難であると思われたため、第1次的に保育園、第2次的に債務者自宅での執行をすることとした。(結果的には債務者自宅に債務者が在宅していた。)

【債務者親族の協力又は事情の覚知を考慮したもの】

- ・祖父の協力が得られる可能性があったため、祖父の在宅時間の執行を考えた。
- ・執行場所に居住する祖父自身も執行のことを熟知していたため。
- ・申立人側から、債務者の母が子を養育しているかもしれないとの情報があったため、債務者の母宅を執行場所とした。

【アンケート番号3-(3)]
子以外の者(例えば、子の祖父母等)は、執行現場にいましたか。

選択肢	回答数
1 はい	4
2 いいえ	5



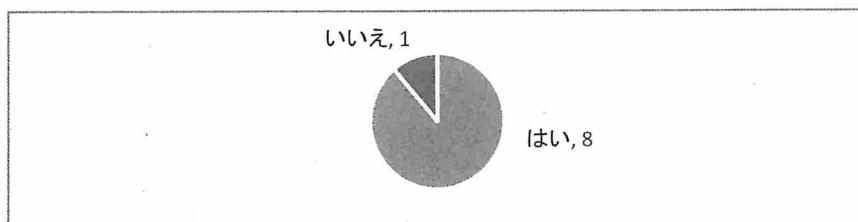
【アンケート番号3-(4)]
いたとすれば、その者と子との関係をお答えください。

【子との具体的な関係】

- ・祖父母
- ・保育園長

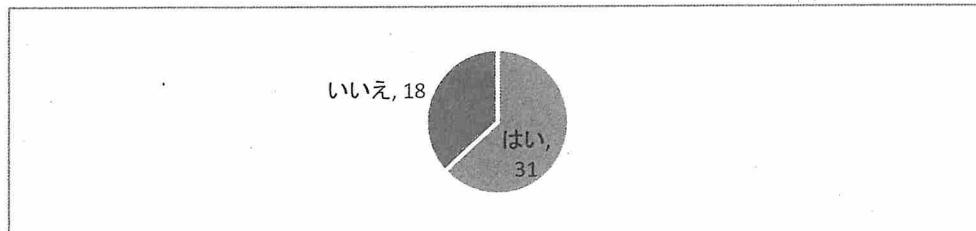
【アンケート番号3-(5)]
債権者は、出頭していましたか。

選択肢	回答数
1 はい	8
2 いいえ	1



【アンケート番号4-(1)]
該当事件は、専門家を関与させましたか。

選択肢	回答数
1 はい	31
2 いいえ	18



【アンケート番号4-(2)]
専門家はどのような形で関与しましたか。

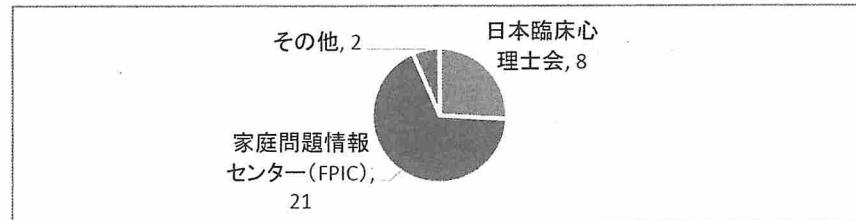
選択肢	回答数
1 補助者	26
2 立会人	4
3 補助者及び立会人	1

※「補助者及び立会人」と回答した1件は、1回目の臨場は補助者、2回目の臨場は立会人として関与した事例で、関与した専門家は同一人物である。



【アンケート番号4-(3)]
専門家の所属団体はどこですか。

選択肢	回答数
1 日本臨床心理士会	8
2 家庭問題情報センター(FPIC)	21
3 日本臨床発達心理士会	0
4 その他	2

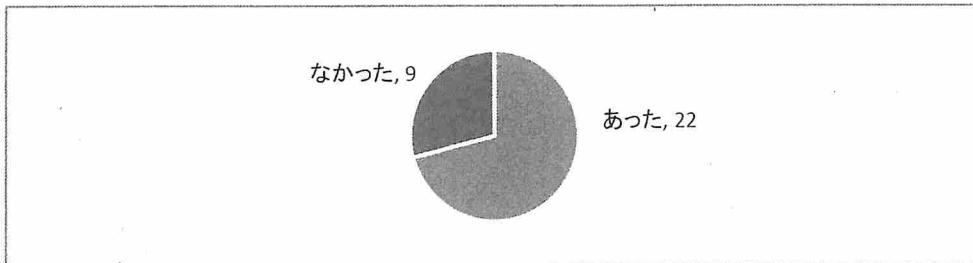


【その他】
・元家裁調査官

【アンケート番号4-(4)】

専門家を関与させたことによって、効果があったと考えましたか、なかつたと考えましたか。

選択肢	回答数
1 あった	22
2 なかつた	9



【効果あり】

【子の対応を理由とするもの】

- ・執行官が在室者(祖父)と対応する間に子の対応をして貰った。
- ・子の状況を踏まえ、子及び債務者への説明や説得を効果的に行うことができた。
- ・債務者が同席しない場所で、専門家が子と二人で話し、子の真意を聞き出すことができた。
- ・債務者に対する説示、説得の際、対象児童を看護してもらった。
- ・2人の子らが対象だったが、上の子が泣きじやくっていたため、適時専門家の意見を聞きながら執行を行った。2人の子らを居間に残して債務者を説得した際、専門家が話しかける等して、子らの緊張を解く言動を行った。

【債務者等への対応を理由とするもの】

- ・子の専門家であり、客観的立場で話ができる者として紹介し、実際に大声で一方的に叫ぶ祖父に対する説明・説得に功を奏したと思われる。
- ・相手を説得する際に口添えをしていただいた。
- ・債務者に対し、ある程度心理的圧力が掛けられる。

【児童心理の専門家としての助言を理由とするもの】

- ・専門家のアドバイスを得られたため。
- ・執行を実施する上で子の心身等の状況について的確な助言をもらえた。
- ・執行場所における子への接し方について助言を得られたとともに、債権者に対する説明等を行う際にも、専門家の観点から補充的に説明してもらうなどした。また、本件では債権者代理人弁護士が執行場所に出頭せず、債権者本人のみ出頭した事案であったところ、債権者と同性(女性)であったこともあり、執行現場での手続全般を通じて、債権者の心理的安定にも役立ったと思われる。
- ・発達障害を有する子の様子を見ながら、的確な助言を受けたため。
- ・女性専門家を関与させたことで、子を落ち着かせ、執行可能かどうかの判断をする際の参考意見を聴取することができた。
- ・子の福祉の観点から、専門的知見を述べてもらう場面があった。

【その他】

- ・執行不能の判断が執行後に適正であったことが専門家によって確認できた。
- ・専門家の言動により、緊張した場を和ませることができる。
- ・結果としては子は既に退園していたものの、前提として保育園長から事情を聴取する際に、保育状況等について補充的に質問を行うなど、事案の内容を理解するに役立った。
- ・執行不能と判断する際の一助となった。

【効果なし】

【児童心理の専門家の能力・役割を理由とするもの】

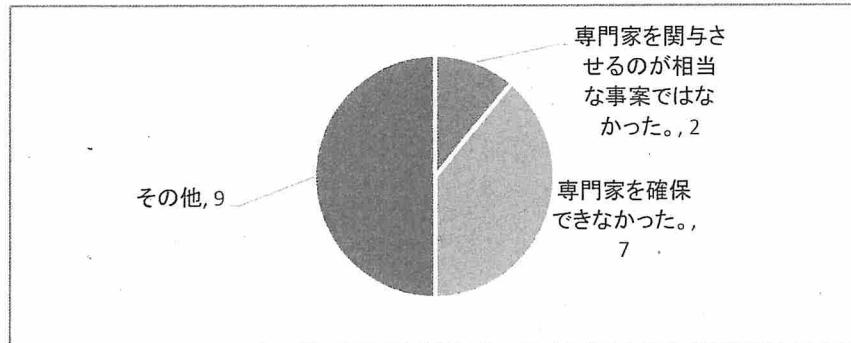
- ・専門家の能力不足を感じる場面があった。
- ・子の福祉を考慮して執行官に助言する場面がなく、債務者の説得に当たったものの、特に専門家である必要性を感じなかった。

【児童心理の専門家として、助言する場面がなかったもの】

- ・子及び債務者等が不在で執行できなかつたため、効果の有無については回答できない。
- ・第1回臨場時、債務者が不在のため、子の祖父が債務者に電話連絡したところ、債務者が引渡しに協力姿勢を見せた。期日を続行した結果、第2回臨場時に引渡しを受けることができたことから、実際に専門家の関与がなかつたため、効果の有無については回答できない。
- ・相手方の不存在のため。
- ・子及び債務者に出会わなかつたため。
- ・助言等を受ける前に取下げになつた。

【アンケート番号4-（5）】
専門家を関与させなかつた理由はなぜですか。

選択肢	回答数
1 専門家を関与させるのが相当な事案ではなかつた。	2
2 債権者の了解を得ることができなかつた。	0
3 専門家を確保できなかつた。	7
4 その他	9



【子の年齢を理由とするもの】

- ・①子の年齢(執行当時3歳), ②審判書に詳細に記載された債務者らの状況, から関与不要と判断した。
- ・対象児童が生後3か月であり, 必要性がなかつた。

【威力の行使が想定されないことを理由とするもの】

- ・執行官からも教育委員会へ援助要請をしており, 市町村・学校からも穩當な執行が可能な場合のみとの条件を付されていたことから, 通常の立会人も選任しなかつた。
- ・債務者が引渡しを拒否した場合は威力の行使はしないとの債権者の意向があつたため。

【上記選択肢の複合的な要因を理由とするもの】

- ・当初は債務者が不在で子のみの在室時を想定, 実際には小学校での執行であつたが, 専門家の確保の時間的な猶予もなく専門家の関与の必要性はないとの判断から通常の立会人を選任した。
- ・子の年齢から児童心理の専門家の必要性はないと判断し, 通常の執行補助者及び立会人を選任した。保全処分でもあり時間的な猶予もなかつた。一次的に保育所が二次的に債務者の祖母宅が指定され, 祖母宅の場合でも債権者は穩當な執行を希望した。

【その他】

- ・債権者が希望せず, また, 了解を得られなかつた。
- ・専門家関与前の取下げのため。
- ・事件受理時に債権者代理人から, 訴外でも交渉中で取下げも予定しているとの情報提供があつたことから, 専門家の関与の検討を留保した。

凡例 青:全国(本庁)平均より6日以上早いもの
緑:全国(本庁)平均の前後5日以内のもの
赤:全国(本庁)平均より6日以上遅いもの

黄色:参加庁
赤字:期限日より提出日が長いもの

《執行資料3の1》

庁名	現況調査命令日 ～現況期限日	現況調査命令日 ～現況提出日	評価命令日 ～評価期限日	評価命令日 ～評価提出日	終期処分日 ～配当要求終期
1	22	18	22	20	14
2	28	18	28	20	33
3	49	20	49	26	15
4	28	26	28	26	15
5	31	27	31	28	22
6	32	21	30	28	21
7	36	27	42	31	21
8	44	29	44	31	15
9	32	29	32	32	22
10	22	26	30	33	21
11	42	31	42	33	21
12	31	27	31	33	21
13	42	27	49	35	14
14	46	31	46	36	21
15	33	35	33	36	21
16	43	29	43	36	28
17	40	33	40	37	31
18	49	26	56	37	21
19	42	27	42	38	31
20	36	29	46	38	21
21	45	39	45	38	30
22	44	33	51	39	21
23	37	37	37	39	30
24	48	31	48	39	28
25	47	40	47	40	28
26	49	38	49	41	21
27	34	33	42	42	35
28	42	33	42	42	31
29	41	35	46	43	39
30	40	36	50	46	21
31	42	43	56	46	30
32	50	41	53	46	21
33	52	39	52	47	28
34	41	43	56	50	31
35	53	45	63	51	28
36	47	33	54	52	28
37	61	48	61	53	31
38	52	46	52	53	31
39	46	44	46	53	31
40	49	34	63	53	21
41	52	44	63	53	28
42	63	46	64	54	31
43	62	41	62	54	31
44	62	40	62	54	21
45	56	51	56	54	31
46	61	43	76	56	21
47	36	39	43	58	36
48	45	65	75	60	21
49	49	52	56	61	21
50	62	49	62	63	31
全国(全庁)平均	48	38	52	46	28
全国(本庁)平均	44	36	48	42	25
全国(支部)平均	50	40	53	48	29

表中の数値は、開札期日が平成30年1月から同年12月に指定された事件について集計したものである。
並び順は、評価命令～評価書提出の日数の昇順である。

凡例 青:全国(本庁)平均より6日以上早いもの
緑:全国(本庁)平均の前後5日以内のもの
赤:全国(本庁)平均より6日以上遅いもの

黄色:参加庁
赤字:期限日より提出日が長いもの

《執行資料3の2》

庁名	現況報告書・評価書提出・配当要求終期の中で最も遅い日 ～物明作成日	物明作成日 ～売却実施処分日	合計
7	11	14	25
20	13	13	26
3	10	21	31
1	16	16	32
15	19	15	34
16	16	21	37
37	19	19	38
4	26	13	39
45	24	15	39
42	18	21	39
43	21	18	39
10	17	24	41
14	30	12	42
9	20	22	42
13	25	18	43
19	18	25	43
5	30	16	46
18	30	17	47
2	24	23	47
40	25	23	48
8	18	33	51
12	32	19	51
48	28	23	51
30	24	27	51
17	31	20	51
46	29	24	53
25	35	19	54
26	33	21	54
50	32	22	54
11	32	23	55
38	38	18	56
24	41	15	56
31	29	27	56
33	35	22	57
22	21	36	57
32	42	19	61
39	36	26	62
29	33	31	64
41	46	21	67
6	59	14	73
44	52	22	74
47	51	24	75
27	29	49	78
49	46	33	79
34	54	26	80
28	64	16	80
35	54	27	81
21	49	35	84
23	74	21	95
36	85	15	100
全国(全庁)平均	33	23	56
全国(本庁)平均	33	22	55
全国(支部)平均	34	24	58

表中の数値は、開札期日が平成30年1月から同年12月に指定された事件について集計したものである。
並び順は、評価命令～評価書提出の日数の昇順である。